

おしらせHOTコーナー

みずほ銀行における窓口納付の取り扱い

八潮市に納める市税などは、令和5年4月1日から、みずほ銀行本・支店の窓口で、納付書を使って納付することができなくなります（口座振替による市税などの納付は、今までどおり継続）。

問会計課 ☎ 201

協働のまちづくり推進事業助成金

市のまちづくりの課題に取り組む事業に対して助成します。

対 ▼ 市内に事務所または活動場所を有すること ▼ 構成員が5人以上で、半数以上が市内に在住・在勤・在学していることなどの要件に該当する団体

助成額 ① 発足3年以上の団体＝限度額10万円（対象経費の3分の2以内）※昨年度交付団体は申請不可 ② 発足3年未満の団体＝限度額5万円

申 5月10日までに申請書類（市民協働推進課または市ホームページで入手）を市民協働推進課（☎ 328）窓口へ

無料法律相談会

日 5月10日（火） 午後1時30分～4時（1人30分以内）

場 草加市立中央公民館

内 弁護士による法律相談※事前予約制（申込順）

申 4月20日から、埼玉弁護士会越谷支部（☎ 962-1188〈受付＝月～金曜日 午前10時～午後4時30分〉）へ

募集

八潮市社会教育審議会委員

任期 6月1日～令和6年5月31日（2年間）

対 令和4年4月1日現在、市内に1年以上在住している18歳以上で、平日の昼間に開催する会議（年3回程度開催予定）に出席できる方※市議会議員、市職員（常勤）、公募による本市の附属機関の委員を除く

内 社会教育事業に関する事項を調査審議する

定 3人（書類審査により選考）

報酬 市の規定により支給

申 4月26日（必着）までに、応募用紙（社会教育課または市ホームページで入手）を、窓口、郵送または電子メールで社会教育課（☎ 392、✉ shakaikyoiku@city.yashio.lg.jp）へ

八潮市自治基本条例検証委員会

任期 委嘱の日から2年間

対 令和4年4月1日現在、市内に1年以上在住している18歳以上で、本市の自治の推進に関心があり、平日の昼間に開催する会議に出席できる方※市議会議員、市職員、公募による本市の附属機関の委員を除く

内 自治基本条例の検証に関する事項の審議など（年5回程度）

定 5人（書類審査により選考）

報酬 市の規定により支給

申 5月10日（必着）までに、応募用紙（市民協働推進課または

市ホームページで入手）に応募動機と作文（これからのまちづくりと市民の役割について400字程度）を記入し、窓口、郵送、ファクスまたは電子メールで市民協働推進課（☎ 465、✉ shiminkyodo@city.yashio.lg.jp）へ

八潮市国際交流事業実行委員

任期 6月上旬～令和5年3月31日

対 国際交流に興味関心のある方（外国籍の方も歓迎）

内 国際交流イベント（秋ごろ開催予定）の企画・運営

申 5月13日までに、申込用紙（市内公共施設または市ホームページで入手）を窓口、郵送、ファクスまたは電子メールで、八潮市国際交流事業実行委員会事務局（市民協働推進課内 ☎ 465、✉ shiminkyodo@city.yashio.lg.jp）へ

投票立会人候補者登録

令和4年度（令和5年3月31日まで）に行われる選挙の投票立会人候補者を募集します。

登録された方には、選挙が行われる時に事前に都合を伺います。

※登録された方すべてが、必ず投票立会人に選任されるものではありません。

対 次のすべての要件を満たす方 ▼ 令和4年4月1日現在、市内に3カ月以上在住している18歳から29歳までの日本国民の方で、引き続き市内に在住している方 ▼ 選挙時に八潮市の選挙人名簿に登録されている方 ▼ 投票日の午前7時から午後8時までの間、各

投票区の有権者の代表として投票の公正を確保するため、投票手続きのすべてに立ち会える方

報酬 17,500円（1回）

申 5月9日までに、住所、氏名、生年月日、電話番号を記入し、窓口、郵送、ファクスまたは電子メールで選挙管理委員会（☎ 264、✉ senkan@city.yashio.lg.jp）へ

八潮市指定地域密着型サービス事業者（小規模多機能型居宅介護）

八潮市指定地域密着型サービス事業者を募集します。

申 市ホームページ「令和4年度募集八潮市指定地域密着型サービス事業所開設事業者募集要項」をご覧ください。令和5年3月31日までに、必要書類を長寿介護課（☎ 447）へ

市民活動・ボランティア活動情報公開一覧掲載団体

令和4年度版冊子に新規に掲載する団体を募集します。

対 市内でボランティア活動、趣味活動、市民活動、当事者活動、NPO活動、社会貢献活動などを行っている団体や個人、市内でボランティアを受け入れている施設など

申 5月30日までに、「市民活動・ボランティア活動情報カード」（やしお生涯学習館、八潮市社会福祉協議会または市ホームページで入手）をやしお生涯学習館（☎ 994-1000）または八潮市社会福祉協議会窓口（☎ 995-3636）へ

事業者向け補助制度

市では、商業・工業振興施策として、費用を助成するさまざまな制度を実施しています。

問 商工観光課 ☎ 479

【補助制度】

① 展示会等出展費用補助制度

市内の中小企業者の方が、市外の工業の展示会・見本市に出展するための費用

② 試験機関利用補助制度

市内の中小企業者の方が、新製品・新技術の開発などのため、試験機関の設備を使用または試験を依頼した費用

③ 工業活性化推進事業補助制度

市内工業の活性化および振興を図るため、市内の工業団体が共同で行う経営改善などの事業の実施に対する経費

④ 新商品開発支援事業補助制度

個性と魅力ある個店や商店街づくりを通した商業活性化を目的として行う新商品開発の費用

—①～④共通—

申 令和5年3月10日までに、所定の申請用紙（商工観光課または市ホームページで入手）などを商工観光課窓口へ（郵送不可）※予算枠に達し次第締め切り

※国、地方公共団体などから同様の補助金を受ける場合は、その補助金の額を控除した額。

補助金額など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【利子補給金】

令和4年度利子補給金

新型コロナウイルス感染症による経済の低迷などに伴い、経営に大きな影響を受けている市内事業者を支援するため、「中小企業小口資金融資」「商工業近代化資金融資」制度を利用している全借入者を対象に、令和4年中に支払った利子額の全額を昨年度に引き続き補助します。